

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第166号)

(都市計画局住宅室住宅管理課)

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力を受けた者のうち一定の要件を満たすものについては、同居親族がなくても市営住宅に入居することができるこことするとともに、規定を整備します。
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備します。

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、上記2に関する部分は、平成26年10月1日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第166号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条第3号才中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項」に改め、同号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の右に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ク(ア)中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の右に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号ク(イ)中「第10条第1項」の右に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例中第6条第3号クの改正規定は公布の日から、同号才の改正規定は平成26年10月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)